

安全でおいしい水を供給し続けるために 平成23年4月分から町営水道料金が変わります

水道課 内線751～754

現行の町営水道の料金は、平成18年4月に改定以来、5年間据え置いてきましたが、水道料金収入の減少などにより経営状況が厳しくなり、また、老朽化した水道施設の改修や、塩素に強い細菌に対する水質対策などに多額の資金を要するため、料金改定を行うことになりました。

皆さんに引き続き、安全でおいしい水を供給するため、ご理解をお願いします。

いつから新料金になるの？

平成23年4月分の使用から新料金となりますが、町営水道は地域により隔月で検針をしているため、検針月によって新料金の支払い開始時期が異なります。

お住まいの地域の検針月がわからない方は、水道課までお問い合わせください。

★奇数月検針 平成23年5月支払分（使用水量の2分の1）から新料金

★偶数月検針 平成23年6月支払分から新料金

どのくらい上がるの？

新料金の平均改定率は8%です。

詳しくは新旧料金単価比較表をご覧ください。

○新旧料金単価比較表（1か月につき）

使用水量	基本料金	基本料金を超える料金 (1m ³ につき)			
	～10m ³	11m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 100m ³	101m ³ 以上
旧	724円	79円	85円	91円	98円
新	782円	85円	92円	98円	106円

水道料金のお支払いは、便利な口座振替 をご利用ください!!

※口座振替申込用紙は、町内金融機関にあります。
※町外取扱金融機関をご利用の方は、水道課までご連絡ください。口座振替依頼書をお送りします。

総合計画「ゆがわら2011プラン(案)」 にご意見をお寄せください

地域政策課 内線232

総合計画とは、将来のまちづくりの目標を掲げ、町の今後進むべき方向性を具体的に示す計画です。

平成12年度に策定した湯河原町総合計画「ゆがわら2001プラン」が平成22年度で終了するため、新しい総合計画(案)を作成しました。皆さんのまちづくりへの思いやご意見をぜひお聞かせください。

◆公表場所 町ホームページ、地域政策課、駅前観光案内所、観光会館、図書館またはヘルシープラザ

◆対象 次のいずれかに該当する方

- ①町内に在住、在勤または在学の方
- ②町内に事務所または事業所をお持ちの方

◆期間 9月27日(月)～10月18日(月)

◆提出方法 所定の用紙または任意の用紙に必要事項を記入のうえ、地域政策課へ郵送、電子メール、FAXまたは直接提出

郵送：〒259-0392 湯河原町役場 地域政策課行

電子メール：kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp

FAX：62-1991

※お寄せいただいたご意見は、後日公表させていただきます。

悩みを相談してみませんか 9月10日はWHO世界自殺予防デー

保健センター 内線367

日本では、1年間に3万人以上、毎日100人近い方が自殺しています。

自殺の多くは、さまざまな要因が複雑にからんだ、心理的に「追い込まれた末の死」と言われています。

今、あなたが抱えているその悩みを、まずは相談してみませんか。

○こころの電話相談

☎045-821-6060 平日9:00～12:00、13:00～16:00

○小田原保健福祉事務所

☎32-8000 平日8:30～17:15 精神科医面接は要予約

○横浜いのちの電話

☎045-335-4343 365日、24時間対応

